

【返戻金制度について】

当社は、従業員が入社した日から 2 ヶ月間のサービスを保証を提供します。 当社の紹介により就職した者が入社後 2 ヶ月未満の本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、双方が合意した場合には 1 ヶ月間に、当初の募集と同じ能力を持つ代わりの候補者をご紹介します。

当社が規定または相互に合意した期間内に代わりの候補者を提供できなかった場合、当社は受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

自己都合退職等の日が入社日より 2 ヶ月以内の場合 80%

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。

有料職業紹介事業許可番号 / 13-ユ-310809